福岡県公報

平成25年10月1日第35号

目 次

告 示 (第1473号 - 第1496号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1				
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2				
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2				
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2				
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した	た意見等					
	(中小企業振興課)	3				
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3				
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3				
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4				
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4				
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	5				
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出						
	(中小企業振興課)	5				
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5				
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく	く変更の届出					
	(中小企業振興課)	6				
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく	く変更の届出					
	(中小企業振興課)	6				
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	6				
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7				
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7				

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	8
○土地改良区の換地処分	(農村森林整備課)	9
公 告		
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	9
○平成25年度福岡県製菓衛生師試験の合格者の発表	(保健衛生課)	9
○筑前海区における共同漁業及び区画漁業の免許	(漁業管理課)	9
○有明海区における共同漁業及び区画漁業の免許	(漁業管理課)	11
○豊前海区における共同漁業及び区画漁業の免許	(漁業管理課)	12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	14
○競争入札参加者の資格等	(建築指導課)	14
○一般競争入札の実施	(建築指導課)	15
○一般競争入札の実施	(建築指導課)	15
雑 報		
○消防設備士試験の実施	(防災指導課)	16
告示		

福岡県告示第1473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

定期発行日 毎週火金曜日 [発行]〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 [作成]〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
÷ w	旧光	山内線	前	築上郡上毛町大字吉岡86 番1先から 築上郡上毛町大字中村 529番先まで	8.0 ~ 12.6	202.0
京	県道	吉富	後	築上郡上毛町大字吉岡86 番1先から 築上郡上毛町大字中村 529番先まで	9.0 ~ 12.6	202.0

福岡県告示第1474号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	築上郡上毛町大字土佐井 1191番1先から 築上郡上毛町大字土佐井 1228番2先まで	6.6 ~ 7.1	111.7
京 築	県道	福土線吉富	前	築上郡上毛町大字土佐井 1191番1先から 築上郡上毛町大字土佐井 1228番2先まで	6.6 ~ 9.5	123.3
			後	築上郡上毛町大字土佐井 1191番1先から 築上郡上毛町大字土佐井 1228番2先まで	6.6 ~ 11.6	111.7

福岡県告示第1475号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年10月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

11.	具土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
方	英築	福土線吉富	築上郡上毛町大字土佐井1191番 1 先から 築上郡上毛町大字土佐井1228番 2 先まで

福岡県告示第1476号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成25年10月1日

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	直方市大字上新入1632番 2先から 直方市大字下新入67番1 先まで	6.4 ~ 21.7	965.6
直方	県道	直方線	前	直方市大字上新入1632番 2先から 直方市大字下新入67番1 先まで	12.0 ~ 31.0	865.0
			後	直方市大字上新入1632番 2先から 直方市大字下新入67番1 先まで	12.0 ~ 38.0	865.0

皿

福岡県告示第1477号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5第1項の規 定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称)ダイレックス久留米国分店
- (2) 所在地 福岡県久留米市国分町字但ノ牟田1327番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) その他
 - ・久留米市都市建設部都市デザイン課へ景観法第16条第1項第1号の届出及び久留 米市屋外広告物条例第5条第1項による許可申請が必要になります。
 - ・久留米市都市建設部建築指導課と開発行為許可が不要かどうか協議が必要になり ます。
 - ・道路を工事又は占有する場合は、久留米市都市建設部路政課への道路法上の申請 手続が必要になります。
 - ・久留米市都市建設部生活道路課にて、計画地の接道市道 E 148号線は、平成25年 度から平成26年度にかけ拡幅整備計画があります。道路拡幅整備後、影響がある 場合は、対応をお願いいたします。

福岡県告示第1478号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月1日

1 申請のあった年月日

平成25年9月9日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人グリーン・ルネッサンス山田

(2) 代表者の氏名

大門 環

(3) 主たる事務所の所在地 嘉麻市上山田86番地121

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、地域住民と同じ目線に立ち、環境保全、青少年健全育成、福祉向上 を基本とする活動を、地域住民が主体となって行うことのできる事業を行うことで 、市民活動を活性化し心豊かな地域環境の醸成に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、地域住民と同じ目線に立ち、環境保全、青少年健全育成、福祉向上 を基本とする活動を、地域住民が主体となって行うことができる事業を行うととも に、障がい者の福祉、高齢者の福祉の向上を図る事業を行うことで、地域福祉を推 進、市民活動の活性化を進め、小豊かな地域環境の醸成に寄与することを目的とす る。

福岡県告示第1479号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年9月3日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人子育てなかま

(2) 代表者の氏名

盛武 郁美

- (3) 主たる事務所の所在地 直方市大字頓野1029番地29
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親が抱える不安や閉塞感を解消するための環境づくり、 ネットワークづくりなどの子育て支援事業を通して、すべての子どもと親がいきい きと心豊かに暮らせる地域づくり、団塊の世代も含め地域の人たちも共に生きがい がもてる地域社会をつくることを目指し、地域コミュニティの再生を目的とする。

福岡県告示第1480号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成25年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 NPO法人幼老共生まちづくり支援協会
- (2) 代表者の氏名森本 精造
- (3) 主たる事務所の所在地 飯塚市阿恵315番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、近年の急激な社会の変化及び少子高齢社会対応のため、行政や団体等と連携し、生涯教育に関する事業の支援を行うと共に、子どもたちの放課後や休日に学校や公民館等を活動の場として、子どもたちの子育てや自立・発達を支援するための学習や実体験活動の機会の提供及びそのプログラムの企画・開発等に取り組む。また、地域における教育・福祉・文化・スポーツ等に係る指導者等に地域の高齢者等を活用し、子どもたちとの交流を深める幼老共生のまちづくりの推進及びその支援に関する事業を行い、生涯学習社会の実現及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1481号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成25年8月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人水土里農えにし
- (2) 代表者の氏名

溝口 義智

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県嘉麻市上山田1349番地12
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、嘉麻におけるお花畑の整備に関する事業を行い、①嘉麻ブランドの 創造②嘉麻の観光地化③地域産業の振興・創出④地域住民の郷土愛の醸成⑤住みや すいまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1482号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 山下(2)
- 2 区域の所在地 八女市立花町北山字口割谷、字城ノ谷
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
八女市立花町北山字口割谷	85番	1号及び2号
,	66番	3号
"	66番地先道路敷	4号
八女市立花町北山字城ノ谷	67番 1	5号
"	84番 1	6号

福岡県告示第1483号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年9月11日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ホームセンターダイキ上津店
- (2) 所在地 福岡県久留米市上津字北田1171-1
- 3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	
ホームセンターサンコー上津店	ホームセンターダイキ上津店	

4 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー	株式会社ホームセンターサンコー
代表取締役 青山 好二	代表取締役 矢野 健治

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後	
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治	
熊本県熊本市東区東町二丁目1番15号	熊本県熊本市東区東町二丁目1番15号	

福岡県告示第1484号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市今の庄二丁目596番6及び596番8から596番12まで並びに一丁目599番8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区箱崎一丁目15番23号

株式会社よかタウン

代表取締役 野島 幸司

福岡県告示第1485号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年9月11日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ダイキペット&グリーン福岡東店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町田富1丁目1番1号
- 3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
サンコーペット&グリーン福岡東店	ダイキペット&グリーン福岡東店

4 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
大和ハウス工業株式会社 代表取締役 村上 健治	大和ハウス工業株式会社 代表取締役 大野 直竹

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後		
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治		
熊本県熊本市東区東町二丁目1番15号	熊本県熊本市東区東町二丁目1番15号		

福岡県告示第1486号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年9月12日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめマートうきは
- (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町千年字町地157番ほか
- 3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	
DSイズミうきは店	ゆめマートうきは	

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後	
株式会社イズミ	株式会社イズミ	
代表取締役社長 山西 泰明	代表取締役社長 山西 泰明	
広島県広島市南区京橋町2番22号ほか7者	広島県広島市南区京橋町2番22号ほか6者	

福岡県告示第1487号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (3級基準点測量)

汨

2 測量の実施地域及び終了年月日

実	施	地	域	終了年月日
北九州市小倉	南区			平成25年7月12日

福岡県告示第1488号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により久山町上久原土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実	施	也 均	ţ	終了年月日
糟屋郡久山町				平成25年8月12日

福岡県告示第1489号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により遠賀町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (デジタル数値撮影、数値地形図データ作成)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域 終了年月日

遠賀郡遠賀町大字鬼津、島門、別府、広渡、 田園地内

平成25年8月27日

福岡県告示第1490号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区葛原5丁目ほか	平成25年8月19日から 平成25年10月31日まで

福岡県告示第1491号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量(3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実	施	地	域	実 施 期 間
北九州市小倉	官南区横代	南町3丁	Ì	平成25年8月20日から 平成25年12月2日まで

福岡県告示第1492号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区湯川新町1丁目13番ほか	平成25年8月27日から 平成25年12月2日まで

福岡県告示第1493号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 (水準測量)

2 測量の実施地域及び期間

実力	施	地	域	実 施 期 間
福岡市博多区、中	中央区、:	城南区		平成25年8月26日から 平成26年1月6日まで

福岡県告示第1494号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成17年2月福岡県告示第333号北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線、3・4・198号

日吉台光明線(駅前広場)、3・4・103号乙丸折尾線及び3・4・127号折尾中間線の 事業計画〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第 62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業 3 · 4 · 103号乙丸折尾線を 3 · 4 · 103号折尾青葉台線に変更する

2 事業施行期間

平成14年2月23日から平成35年3月31日まで

- 3 事業地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第1495号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福 岡県告示第387号北九州都市計画都市高速鉄道事業4号九州旅客鉄道株式会社鹿児島本 線及び5号九州旅客鉄道株式会社筑豊本線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同 条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成17年3月2日から平成35年3月31日まで

- 2 事業地
- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第1496号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公告する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日	
福岡市金武西土地改良区	福岡市西区大字金武の一部 (金武西地区)	平成25年9月10日	

公 告

公告

福岡県環境影響評価技術指針の改正案について、平成25年8月9日から平成25年9月 9日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理の上、平成 25年10月1日に改正しました。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

問合わせ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話:092-643-3368

メールアドレス: shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

平成25年度福岡県製菓衛生師試験(平成25年8月30日実施)の合格者の受験番号を次のように発表する。

平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

| 受験番号 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 2 | 11 | 20 | 31 | 45 | 55 | 66 |
| 4 | 12 | 21 | 32 | 46 | 57 | 67 |
| 5 | 13 | 22 | 35 | 47 | 58 | |
| 6 | 15 | 24 | 37 | 48 | 61 | |
| 7 | 16 | 27 | 39 | 49 | 62 | |
| 8 | 17 | 28 | 40 | 50 | 63 | |
| 9 | 18 | 29 | 41 | 53 | 64 | |
| 10 | 19 | 30 | 43 | 54 | 65 | |

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成25年8月29日付けで筑 前海区における共同漁業及び区画漁業を次のように免許した。

平成25年10月1日

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び 制限又は条件	存続期間
筑共第1号	福岡県糸島市志摩 岐志 778 番地の 5	糸島漁業協同組合	筑前海区における漁業 法に基づく漁業の免許 の内容たるべき事項等 (平成25年5月福岡県 告示第924号)による 公示内容のとおり	平成 25 年 9 月 1 日 から 平成 35 年 8 月 31 日まで
筑共第2号	"	"	"	"
筑共第3号	福岡県福岡市西区 愛宕浜四丁目49 番地1号	福岡市漁業協同組合	"	"
筑共第4号	福岡県糸島市志摩 岐志 778 番地の 5	糸島漁業協同組合	"	"
筑共第5号	福岡県福岡市西区 愛宕浜四丁目 49番地1号	福岡市漁業協同組合	"	"
筑共第6号	"	"	"	"
筑共第7号	"	"	"	"

筑共第 109 号	"	"	"	"
筑共第 110 号	"	"	"	"
筑区第1号	福岡県糸島市志摩 岐志 778 番地の 5	糸島漁業協同組合	"	平成25年9 月1日から 平成30年8 月31日まで
筑区第2号	福岡県福岡市西区 愛宕浜四丁目 49番地1号	福岡市漁業協同組合	"	"
筑区第3号	"	"	"	"
筑区第4号	"	"	"	"
筑区第5号	"	"	"	"
筑区第6号	"	"	"	"
筑区第 101 号	福岡県糸島市志摩 岐志 778 番地の 5	糸島漁業協同組合	"	"
筑区第 102 号	"	"	"	"
筑区第 103 号	"	"	"	"
筑区第 104 号	"	"	"	"
筑区第 105 号	福岡県福岡市西区 愛宕浜四丁目 49 番地1号		"	"
筑区第 106 号	"	"	"	"
筑区第 107 号	"	"	"	"
筑区第 108 号	"	"	"	"
筑区第 109 号	"	"	"	"
筑区第 110 号	"	"	"	"
筑区第 111 号	"	"	"	"
筑区第 112 号	福岡県宗像市神湊 487番地51	宗像漁業協同組合	"	"
筑区第 113 号	"	"	"	"
筑区第 114 号	福岡県北九州市 若松区大字小竹 3008番地7	北九州市漁業協同組合	"	"
筑区第 115 号	"	"	"	"

筑区第 116 号	"	"	"	"
筑区第 117 号	福岡県福岡市西区 愛宕浜四丁目 49 番地1号	福岡市漁業協同組合	"	"
筑区第 201 号	福岡県糸島市志摩 岐志 778 番地の 5	糸島漁業協同組合	"	"
筑区第 202 号	"	"	"	"
筑区第 203 号	"	"	"	"
筑区第 204 号	福岡県宗像市神湊 487番地51	宗像漁業協同組合	"	"
筑区第 205 号	福岡県宗像市鐘崎字浜 778 番地 5	鐘崎漁業協同組合	"	"
筑区第 301 号	福岡県糸島市志摩 岐志 778 番地の 5	糸島漁業協同組合	"	"
筑区第 302 号	"	"	"	"
筑区第 303 号	"	"	"	"
筑区第 304 号	"	"	"	"
筑区第 305 号	"	"	"	"
筑区第 306 号	"	"	"	"
筑区第 307 号	"	"	"	"
筑区第 308 号	"	"	"	"
筑区第 309 号	福岡県福岡市西区 愛宕浜四丁目 49 番地1号	福岡市漁業協同組合	"	"
筑区第 310 号	"	"	"	"
筑区第 311 号	福岡県北九州市 若松区大字小竹 3008番地7	北九州市漁業協同 組合	"	"
筑区第 401 号	福岡県福岡市西区 愛宕浜四丁目 49 番地1号	福岡市漁業協同組合	"	"
筑区第 402 号	"	"	"	"
筑区第 403 号	福岡県糸島市志摩 岐志 778 番地の 5	糸島漁業協同組合	"	"

筑区第 501 号	福岡県糟屋郡新宮町大字相島1559番地	新宮相島漁業協同 組合	"	"
筑区第 601 号	福岡県宗像市神湊 487番地51	宗像漁業協同組合	"	"
筑区第 602 号	"	"	"	"
筑区第 701 号	福岡県糸島市志摩 岐志 778 番地の 5	糸島漁業協同組合	"	"
筑区第 801 号	"	"	"	"
筑区第 901 号	福岡県糟屋郡新宮町大字相島 1559番地	新宮相島漁業協同 組合		
筑区第 902 号	"	"	"	"
筑区第 903 号	"	"	"	"
筑区第 904 号	"	"	"	"
筑区第 905 号	"	"	"	"
筑区第 1001 号	"	"	"	"

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成25年8月27日付けで有 明海区における共同漁業及び区画漁業を次のように免許した。

平成25年10月1日

1	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び 制限又は条件	存続期間
有	共第1号	福岡県柳川市三橋町高畑 271 番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	有明海区における漁業 法に基づく漁業の免許 の内容たるべき事項等 (平成25年5月福岡県 告示第925号)による 公示内容のとおり	平成 25 年 9 月 1 日から 平成 35 年 8 月 31 日まで
有法	共第2号	福岡県大牟田市早 米来町一丁目82 番地	三里漁業協同組合	"	"

15	有区第1号	福岡県大川市大字	大川漁業協同組合	"	平成 25 年
57 中		小保 1013 番地 1	外 3 漁業協同組合		月1日か 平成35年 月31日ま
33 22 33	有区第2号	福岡県柳川市三橋町高畑 271 番地	福岡有明海漁業協 同組合連合会	"	"
胀	有区第3号	"	"	"	"
	有区第4号	"	"	"	"
	有区第5号	"	"	"	"
	有区第6号	"	"	"	"
	有区第7号	"	"	"	"
	有区第8号	"	"	"	"
	有区第9号	"	"	"	"
뚔	有区第10号	"	"	"	"
,,	有区第11号	"	"	"	"
ধ	有区第 12 号	"	"	"	"
账	有区第13号	"	"	"	"
扫	有区第 14 号	"	"	"	"
	有区第 15 号	"	"	"	"
ሞ	有区第16号	"	"	"	"
	有区第17号	"	"	"	"
_	有区第 18 号	"	"	"	"
火曜 _日	有区第19号	"	"	"	"
	有区第20号	"	"	"	"
	有区第 21 号	"	"	"	"
(10 月 (10 月	有区第 22 号	"	"	"	"
半成 25 年 10 月	有区第23号	"	"	"	"
汉	有区第24号	"	"	"	"
7	有区第 25 号	"	"	"	"
	有区第26号	"	"	"	"
	有区第27号	"	"	"	"

有区第28号	"	"	"	"
有区第 29 号	"	"	"	"
有区第30号	"	"	"	"
有区第31号	"	"	"	"
有区第32号	"	"	"	"
有区第33号	"	"	"	"
有区第34号	"	"	"	"
有区第35号	"	"	"	"
有区第36号	"	"	"	"
有区第37号	"	"	"	"
有区第38号	"	"	"	"
有区第39号	"	"	"	"
有区第40号	"	"	"	"
有区第 41 号	"	"	"	"
有区第 42 号	"	"	"	"
有区第43号	"	"	"	"
有区第44号	"	"	"	"
有区第 45 号	"	"	"	"
有区第46号	"	"	"	"
有区第47号	"	"	"	"
有区第 48 号	"	"	"	"
有区第 301 号	"	"	"	"
有区第 302 号	"	"	"	"
有区第 303 号	"	"	"	"
有区第 304 号	"	"	"	"

公告

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第10条の規定に基づき、平成25年8月28日付けで豊 前海区における共同漁業及び区画漁業を次のように免許した。

亚	成25年	£10	月	1	Н

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び 制限又は条件	存続期間
豊共第1号	福岡県行橋市大字 沓尾 247番地の 2	行橋市漁業協同組 合	豊前海区における漁業 法に基づく漁業の免許 の内容たるべき事項等 (平成25年5月福岡県 告示第926号)による 公示内容のとおり	平成 25 年 9 月 1 日から 平成 35 年 8 月 31 日まで
豊共第2号	福岡県北九州市門司区大字柄杓田 1407番地	豊前海北部漁業協 同組合	"	"
豊共第3号	福岡県北九州市小 倉南区曽根新田北 三丁目13番7号	曽根漁業協同組合	"	"
豊区第1号	福岡県京都郡苅田町幸町 21 番地	苅田町漁業協同組 合	"	平成25年9 月1日から 平成30年8 月31日まで
豊区第2号	福岡県行橋市大字 蓑島 470番 地の 13	蓑島漁業協同組合	"	"
豊区第3号	"	"	"	"
豊区第4号	"	"	"	"
豊区第5号	福岡県豊前市大字 宇島 76 番地 31	豊築漁業協同組合	"	"
豊区第6号	"	"	"	"
豊区第7号	福岡県築上郡吉富 町大字小犬丸 359 番地の4	吉富漁業協同組合	"	"
豊区第 101 号	福岡県行橋市大字 蓑島 470番 地の 13	蓑島漁業協同組合	"	"
豊区第 201 号	福岡県北九州市門司区大字柄杓田1407番地	豊前海北部漁業協 同組合	"	"
豊区第 202 号	"	"	"	"
豊区第 203 号	"	"	"	"

豊区第 204 号	"	"	"	"
豊区第 205 号	"	"	"	"
豊区第 206 号	"	"	"	"
豊区第 207 号	"	"	"	"
豊区第 208 号	福岡県北九州市小 倉南区大字吉田 2778番地の2	北九州東部漁業協同組合	"	"
豊区第 209 号	"	"	"	"
豊区第 210 号	福岡県北九州市小倉南区曽根新田北三丁目13番7号	曽根漁業協同組合	"	"
豊区第 211 号	"	"	"	"
豊区第 212 号	"	"	"	"
豊区第 213 号	福岡県京都郡苅田町幸町21番地	苅田町漁漁協同組 合	"	"
豊区第 214 号	"	"	"	"
豊区第 215 号	"	"	"	"
豊区第 216 号	"	"	"	"
豊区第 217 号	"	"	"	"
豊区第 218 号	福岡県行橋市大字 蓑島 470番 地の 13	蓑島漁業協同組合	"	"
豊区第 219 号	"	"	"	"
豊区第 220 号	"	"	"	"
豊区第 221 号	福岡県行橋市大字 沓尾 247 番地の 2	行橋市漁業協同組 合	"	"
豊区第 222 号	福岡県豊前市大字 宇島 76 番地 31	豊築漁業協同組合	"	"
豊区第 223 号	"	"	"	"
豊区第 224 号	"	"	"	"
豊区第 225 号	"	"	"	"
豊区第 226 号	"	"	"	"
豊区第 227 号	"	"	"	"

汨

豊区第 228 号	"	"	"	"
豊区第 229 号	福岡県築上郡吉富 町大字小犬丸 359 番地の4	吉富漁業協同組合	"	"
豊区第 230 号	"	"	"	"
豊区第 301 号	福岡県豊前市大字 宇島 76 番地 31	豊築漁業協同組合	"	"
豊区第 302 号	"	"	"	"

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないで「福岡県立自然公園条例に基づく「不利益処分」に係 る処分基準 | の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(http://www.fukuoka.lg.ip/)に掲 載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成25年10月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の改正は、福岡県立自然公園条例及び福岡県環境保全に関する条例の一部を改 正する条例(平成24年条例第25号)の施行及び「国立公園普通地域内における措置命 令等に関する処理基準(平成13年5月28日環自国第212号)」の改正に伴い、所要の 規定の整備を行うものですが、平成23年3月23日から平成23年4月22日までの間、本 県において意見公募手続を実施して定めた「自然公園法に基づく「不利益処分」に係 る処分基準 | と実質的に同一の内容であるため(福岡県行政手続条例第37条第4項第 5号に該当)、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行期日

平成25年10月1日

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契

約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年10月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする特定役務の種類

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木 一式工事

2 競争入札の参加者の資格

次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者及びこれらの者 を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若 しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利 益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約 の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第27 条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役 員が暴力団員であるもの
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等(平成25年5月1日から平成26年4月30 日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登載されている建設業者 は、この資格審査の申請をする必要はない。)

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。

なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によって は、開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁7階) 福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 平成25年度の「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事)」 イ 平成23年10月1日から平成24年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結 果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内)

- (5) 提出書類の作成に使用する言語等 申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、 日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。 平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 工事名

県道八女香春線合瀬耳納工区トンネル工事(1工区)

2 施工場所

福岡県八女市星野村

3 予定工期

平成25年度から平成28年度まで

4 工事概要

トンネル工 (NATM) 1式

トンネル延長2.616mのうち

八女市側から1.348m

幅員8.5m

標準内空断面積44.6m

5 入札を行う時期

平成25年度 第4 · 四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県県土整備部企画交通課技術調査室契約班

電話 092-643-3522

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。 平成25年10月1日

福岡県知事 小川 洋

土木一式工事

1 工事名

県道八女香春線合瀬耳納工区トンネル工事 (2工区)

2 施工場所

福岡県うきは市浮羽町妹川

3 予定工期

平成25年度から平成27年度まで

土木一式工事

4 工事概要

トンネル工 (NATM) 1式

トンネル延長2.616mのうち

うきは市側から1.268m

幅員8.5m

標準内空断面積44.6m²

5 入札を行う時期

平成25年度 第4・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県県土整備部企画交通課技術調査室契約班

電話 092-643-3522

雑

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定に基づき福岡県知事から委 任された消防設備士試験について、次のとおり公示する。

平成25年10月1日

一般財団法人消防試験研究センター

理事長 鈴 木 良 一

1 実施種類

甲種(特類、第一類、第二類、第三類、第四類、第五類)及び乙種(第一類、第二 類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類)

2 受験地、試験会場、実施年月日

	受 騳	剣 地	į	試 験 会 場		実	施	年	月	Н
福	岡	地	X	福岡市城南区七隈 8 - 19 - 1 福岡大学	平成	25 ⁴	年 12	月 15	5 日	(日曜日)
筑	豊	地	X	田川市伊田 4395 福岡県立大学	午前	10 🖪	寺か ら	ò		

3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受 験 申 請 先	摘 要
書面申請	10月15日から 10月25日まで (締切日消印有効)	(一財)消防試験研究センター福 岡県支部 福岡市博多区下呉服町 1 - 15 ふくおか石油会館 3 階	郵送もしくは 窓口持参
電子申請	10月12日 9時から 10月22日17時まで	(一財) 消防試験研究センター <ホームページアドレス> http://www.shoubo-shiken.or.jp	

- 4 受験願書等の配置場所(書面申請の場合)
 - (一財) 消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部
- 5 問合せ先
 - (一財) 消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421